

奄美市ICTプラザかさり入居用施設使用者募集要項

1 趣旨

奄美市ICTプラザかさり（以下、「本施設」という。）は、本市における情報関連産業の支援や地元中小企業の情報化促進、市民の情報通信技術に関する知識・技術習得に対する支援。雇用機会の拡大を図ることを目的とした施設です。

この要項は、平成24年4月に供用開始した本施設の入居用施設（インキュベートルーム）の使用者募集にあたっての応募方法等に関し、必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要等

（1）施設概要

建物名称	奄美市 I C T プラザかさり
構造階数	R C 造平屋建（一部 S 造 3 階増設）
所在地	奄美市笠利町万屋 1249 番地 2
敷地面積	1,036 平方メートル（313 坪）
延床面積	568.57 平方メートル（171.99 坪）
入居用施設	本館 7 室
エレベーター	本館 1 基（3 人乗り、積載荷重 200kg） ※休止中
駐車場	有り
使用時間・休館日	入居用施設：24 時間、365 日利用可 会議室・研修室：平日午前 9 時から午後 5 時まで、12 月 29 日から 1 月 3 日までは休館
その他	本館：会議室 2 室、インキュベーションマネージャールーム、サーバー室、発電機室、管理人室、給湯室、倉庫、トイレ 別館：給湯器、倉庫、トイレ

（2）入居用施設（インキュベートルーム）仕様

空調設備	個別空調システム
電気設備	単相 100 V（2 口コンセント：4～5 箇所）
施錠	カードキーシステム
電話	電話線受口 1 ヶ所（入居者による個別契約が必要）
床面	フリーアクセスフロア（高さ 15 c m，耐荷重 300kg/平米）
天井高	2.7m
テレビ端子	1 箇所（地上波のみ，入居者による個別契約が必要）

（3）インターネット利用環境について

本施設内の各入居用施設は、N T T 西日本提供「フレッツ光」の「共用回線」又は「個別契約回線」のいずれかにより、インターネットをご利用になれます。

なお、共用回線は各入居用施設内に指定の LAN コンセントがあり、それと接続することによりインターネット利用が可能です。

「共用回線」では固定 IP アドレス利用不可のため、固定 IP が必要な場合は、個別で任意の光回線を契約していただく必要があります。

回線種別	契約主体	回線名称	入居企業の 通信料負担	ひかり電話 利用
共用回線	奄美市	フレッツ 光ネクスト(※)	不要	不可
個別契約回線	入居企業	任意の光回線	要	可

※ 施設全体の通信速度を確保するため、部屋毎に100Mbpsの最大通信速度制限を掛けています。

(4) その他

ア) サーバー室に、入居用施設ごとのサーバーラック (37U) を設置しています。

3 応募できる者の要件

次の要件を満たす個人事業主や法人等。

- (1) 情報通信関連分野において、創業しようとする者
- (2) 情報通信関連事業を営む者

4 使用期間

使用期間は年度単位（4月1日から翌年3月31日）で最大1年間。ただし、1年ごとに使用期間の更新申請を行うことができます。なお、使用期間の延長は、最初の使用日から起算して最長5年を超えない範囲内となります。

5 募集の対象となる入居用施設及び使用料等

部屋番号	面積（平米）	月額使用料	備 考
1 号室	32.06	17,600円	使用料減免の条件等については次項をご確認ください。
2 号室	30.72	16,860円	
3 号室	30.72	16,860円	
4 号室	32.44	17,800円	
5 号室	20.10	11,000円	
6 号室	20.10	11,000円	
7 号室	20.10	11,000円	

注1 各入居用施設の電気代は、個別負担となります。

注2 共有スペースの維持管理等について、別途、共益費として徴収します。

注3 最新の入居状況は奄美市ホームページでご確認ください。

6 使用料の減免

次の条件に当てはまる場合は、入居用施設使用料の減免があります。

申請者の区分	減免する額	減免の期限
情報通信関連産業の創業予定者	使用料の全額	入居後3年間

入居時において本市に住所又は企業施設を有する創業（設立）後5年未満の情報通信関連産業事業者	使用料の全額	創業後5年を経過する日が属する月までとし、入居後3年間を限度とする。
入居時において奄美群島内に住所又は企業施設を有しない情報通信関連産業事業者	使用料の全額	入居後3年間
情報関連産業の支援のための共同研究等を行う学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校	使用料の全額	入居から5年間を限度とし市長が認める期間
その他市長が特に必要と認める者	市長が相当と認める額	入居から3年間を限度とし市長が認める期間

注 奄美市内への事務所設置予定期間が3年以上であることが条件となります。

7 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を持参または郵送（簡易書留）により提出してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。また、提出書類記載の情報は、入居審査及び入居後の支援以外の目的で使用することはありません。

ア) ICTプラザかさり入居用施設使用許可申請書

イ) 企業概要書

ウ) 事業計画書

エ) 直近3年分の決算書（法人及び既に事業を実施している場合）

オ) 添付書類

【法人の場合】登記簿謄本、納税証明書、定款、企業概要（パンフレット等）

【個人の場合】住民票、納税証明書、確定申告書等の写し

(2) 応募受付期間及び時間

随時受付（ただし、土曜、日曜、祝日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 選定方法

ア) 事務局による要件審査

イ) 選考会の開催

※原則として、申請者本人との面談を行います。

ウ) 選定結果の通知（選考会の採否結果を郵送等で通知します。）

※選定結果に対する個別の問い合わせには応じかねます。

(4) 選定基準

(3) イ) における選定基準については、下記のとおりとなっています。

評価項目	評価事項
事業内容	・入居後の事業内容、将来性について
経営内容	・企業の経営内容が健全であるか、また将来も健全な経営が見込めるか。（新規創業の場合は、健全な経営方針であるか。）

技術・市場性の評価	・ 経営を支える技術を有するかどうか、またその市場性について
地域への波及効果	・ 本市の地域情報化、雇用効果など地域活性化をもたらすか。
その他	・ 目標が明確になっているか。また目標実現に向け、意欲・熱意があるか。 ・ 目標達成するための基本的な能力（知識・技術）があるか（不足する場合でも、補完できるスタッフもしくは人脈等があるか）。 ・ 目標実現に向け課題等がしっかりと把握されているか

(5) 受付場所及び問い合わせ先

奄美市 商工観光情報部 デジタル戦略課 デジタル戦略係

住所：〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

電話：0997-69-3020

E-mail：ict@city.amami.lg.jp

(6) 施設管理課

奄美市 笠利総合支所 産業振興課 産業振興係

電話：0997-63-1111（内線：3076）

8 その他注意事項

奄美市ICTプラザかさは、単に事務所を提供することのみを目的とした施設ではなく、入居者の育成支援・ビジネスマッチング等を行う情報通信産業インキュベーター施設です。そのため、入居にあたっては次の事項にご同意いただきます。

- ・ 必要な備品、機器等は入居者が負担すること。
- ・ 退去時の原状回復に必要な費用が生じた場合は、全て入居者が負担すること。
- ・ 施設の利用に当たっては、危険物等の使用、騒音、振動、悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- ・ その他、「奄美市ICTプラザかさは条例」及び「同条例施行規則」の規定に違反する使用は行わないこと。